稽德編

二十五

宮内省
調査部
年月日 昭和 年 月 日
品目
備付場所 文書課
號
280
7
1A-25

明治十九年八月廿九日
點査章

稽古德編卷之二

後嵯峨第三

春住院八歳ニ及ブ月美麗変常門廟の系
統なり数十年御を為ること能はず
有德公の御位義を失ひ事ふかし
事ふかきて 德廟ハ[illegible]
なりしなり 宮ハ事多し 武[illegible]
[illegible]

公義を敬ひ世ふ[illegible]新

神奈川県文化資料館
昭33.7.30 和
36274

A 230
7
A-23

書籍を書さけ給ひしに持ふかまふかをしらず
しかり毎ふ朝内侍をもて〻必書を出給ふ
又月ふ六度乃会業にて近侍の人〻を左右と
へて講ふ九會後にあるべき講をもてこれを
甲斐をあはしとて下さるべきの一度を為給
ひきまをせば一代ふ會後とる書籍経書を
集給ふ巻ふ及へりしを一度御経時経書経を
講書物をく繰返しにのまれ講ふ義と今の
ひさるべきの。にのまい必ずを勤てにあの新をみて

給へり又さ書の雑紙をさるかへりてもの
〻書或かへのまくを文庫ふ紙の物ふる
書数必知給ふべし

一
経書をまさるまの抜ふ添りもりかをまをふ事紙
にて乃ふるべの書をとるべく講をまりかを
必経書を上かをまをせるる又をて巻抜ふかを乱
さしつまをせるもしふ近習乃者閲或和ふを賞給
きしてをれるへきし

一
清を始て作をせふ遠行数巻ふ楽譜集と

御教示に年来の内一書一時脱稿元喬
る和蘭学者にて詩今歌あり或は
をも先生にそなたよりも書をもらふいつ
所存の文りのあり なるやう為にそ
元喬に清のこゝろをもつて筆の事をも問ひ申
ものもを 肥後侯家者にて四書にして 書
とのなることの文集ふの世にて著作の
をもれ 家ふ略に歩を西部にて
名をもつかまつりふにて なるものの 先

老々まりて 世界をらひを
いつくふと筆をもとを細川侯の今の世の
かゝ義国ふて 先たく 表 ふ 以ふ
屋敷ふ所にて 肥後ふのことを
名ふ方国ふし 後 書 ふ 経 ふて
事申人をおりふ 表の ふ
ふ者ふ者ふ 書 ふ 義 ふて
ふ人 技 持 を 人 ふ 大 補 侯 年 の
の所 を 番 無 給 ふ なる て 法 ふ 内 象

士の家に子となりしか文蘭亭と號し文字に
いとまありて書を好みしを小君の御許に召出せ
侍らせ給ひしのちは今は世にしられたり

一 常に御筆(色)をとらせ給ひて時々は御前に筆のさし
おきんの如く書置し一と世被雲閣の会集に
青矢開法師と遊りしをやすく御気しきにかなひ
ぬる

一 御力強くして武藝をも嗜み弓術に秀て
弓馬は稽古させ給ひ里の翁に紀なりし松花に

御嚴父靈雲院殿より御常に寄せ給ひて(侍)詩に
本阿弥光悦と申す竹林流の射藝に達
之しくて此十年余り忽ち光に学ひ得ふ
其く此業を自ら世上に出して元文五年の頃此總
自ら家に学びつる道を得て職を辞し肥後に帰り
へりしに其年此の名残を惜しみ給ひて重
被て追而のほどれ侍られて御前の往来を
とゞめて家名を傳へ給ふの志をうかゞひて
八寸的を矢数百本射させ給ふに百四本の的中(りて)

只一筋にて何事も成り難き人世を傍老の
海を帰雲とひらく者ふ世の事を知て感賞
す或る人者ふて七分立命をうの事を知る
ひらきて 言を信ぜず 世人の附
隙なるを言ふ所を馬は去年移転二度の
異義を抱めり其の馬なるを異なる事
なるも及ばざるなり

一 中樂徐偽なるなくまあり一なるいつまも抱
みは多を言ふものを始めるひらく紙苗字の少一

さ面帯りうるを皆ふ一徐ふ者せりみ生物
かいを生て思さんて好りしさ面を出徐し
なるふをて思を喋ふ成るの多り者り山を深閑
海陸なて移動を多て数千度をやあんさ
るを加るのるふ信者て 城を賜一まるの郷も
なり一成的大名の祝ひ事面て 物徐の所ふ
何るの事ふなり一ふ重賞をるのをく物を
てなるをふ乃せるへて其の 物ふるもなりて 数多
のるるをもるを世家せるる次のいを大名の所より

或のハ珍しき名をつけて呼ひ合せし花の
何まりにおかれてもろふ其名をいふ折ふし座に加ハりたまひて
其し或童十二三歳なりしかたりてもたらは皆末に
好りて合せたりとある色々の紙をもてむすひなし
結構せり君御覧しておはしましの様来しいかにて
御をめ遣し給て座に納めさせて和歌を用ひ給ひし
其後珍しき物求めし人もあれ童の心ならひとや人珍り
外にも世説なりけるに其後さへしの仕案ともを
御座にありしとかや常に我か物を聞ハ其本をさへ

させて其さ曲を罪めるを好みしを其童をも好むに
世にも賢らハ龍種まらハ盤を好む人多からさるの
このひし気や樋を置きて玉をもらへる人あらん
中楽しみにも時をハ諸国の事の流行もありけり
殊にも様々の事のともあらしとも其にありて勧業を
蒙りたる人を御只武の芸業を勤むるのハならんとも
殊に御恩蒙りしもさ珍ふいふことし

一 世君在来の好みつまひつゝ御まきれ今も一二を
あらてあるは領内なる種といふるハ方六七里計りの

営地之地のしは清らくのとて武蔵野と玉川に
花をすゑ入なり古家の人とてお絶へし君の気勤
にさいつとく雅を行かひまつに営まれ給ひをとゞめ
まふ庭或陰とならしれは西や海舎とらぬ河なりに昔か
旅館をまうけなりしを君が御しで山陰館つ
のこあふ民をみつらしくして山館とて玉来んとたれ
あるわさ之道行出さんには芝原のう入にて事
足也へしとて宝暦四年名勝とをかしと或除けさ
せる又国府の庭形に角西に三階に作りかさね

楼まりて吉凶を見せて其しを不角の地之とて
同六年野せける村に国府より一里ばかり隔りて
和泉寺村とて所に成趣園とて風景絶佳
別荘有り砌より清水泉涌出て庭の流れと
なり舟をうかへたりむなには不二の形ちに芝山を
築なして当国の内にて類ひなき君の
景趣を殊にめて給ひ政事のいとま有にも常に爰
遊ひ気執の道まで余所の国の様の景を御覧じ
てを我ぬ前事にていへ河れんなく宮ひしとて

かきなり桃し思はせて洲崎といふにも行つかなんさて
まつりは縁をみかきしぬへき気えなふ思ひの外昔
より何つるか碑をきり紙をきらひにけれは文辞
月亭にて柳の中のかりさきを結ひまれ
下りまことを我のこへに於しもの縁か志かも家を主
これをせよもしつい並この人の心にて気に涼家
まても是を見えたる気ありつ常て是ひ合せたる事あり
一とせ某翁の道に江州膳の井にやとりせし比にも
ききはいてまていつひしき不尽のならはは大雅

翁年ごとに過傍のこの今宵の月にの七夕まつりよ
何とて明はず月影しらんとやうをききすして
さまるひそまへとて人に衣食の三つささえもらぬをきて
まことを預かり皆参り夜ともなきもの紀合は
何と申す我がは雨露に濡れず何もしは送たり
今宵の月を見ては何ついて世を忍ぶ
花咲を翁にも人いつか参を割りて或事あり
よろし何にへしとおくよりかはらんとて
くれきて此人と共に宇治郡の橋の名物あり

一

国々の常ふだの用ひ物なれば金銀をのぞくの外は
世間の物と高下を思ひのかなるつとめを怠りを緩むき
方をもて世せ事の乱るゝを緩慢を用ひる
風俗なれば雲霞中後なれば那なるの
なの事なるをしらずして何の程をかくさの作をする
をかせずして一年にして新の品の型形焼をしん
新をもつて形をせもて方の家殿の殿なる作
なる材を撰ひ選べしとやうの有をもて
なるて是無なるんをを思へ一みるの

英ていうん事を思ふようの事とて撰ひ
やうにて又物のかの御るを不用の所なれば物を
きつてせるいろの新なるしのんの

一

殿の内殿の新い物の是殿所作をて考ひ出の
すきるの定めをを考の内所殿の不を考をき
よりの作をつまり不考なる納本御をのを作しる
をを年老をの物を成まのきを人をさめて
やうく世の考の作ををいう那ひををるを
振つるををいせてのりう

一
或時関東にて此方に等しき大名二三人付ひまひ
て君の前に趣ひまひしに修行の事共いさめ
くのうちうえてめてまうししに君い
例の京なりくまれ庵住の事はいかゞ候せんなと
いひあひくまれ候儀にせんまへ参りてこそ候承せ
ふうしに君たる御まへらひまに宇まを御やそ
御らうしと達おとら おはてそてなまひけり
夕かう御せのふ道まし拘えれ只我人に主近ふそて
かしかて味よ家そのこ人てに吉野に後評と

かくゆの甘あまひ人してうまいらせと人と家のよ守部等
あまし持てい人を存の子ふ参るを迎けてしれ
けふ枝持をこいけふて宮ひるは拙彭ひのけ
存あ何しらい一主後の大れ達拙者ふ兄年通りて候
せあひてい家老同人なうとも立て屋をぬらん
今を細川殿加へあいりまし係もとて一入婦ま候
つまうれや時人といふよそのなまんなとあらおらさ
くすうのき

一
前引の一月の科をつねて定め申て応の科

[illegible]

一 或は大嘗祭の方へ出酒差せ[illegible]れ[illegible]候酒より[illegible]を差へ[illegible]と[illegible]
[illegible]の事を[illegible]

一 出[illegible]の[illegible]の[illegible]
例の[illegible]出酒[illegible]

同月ハ同月廿七年酒を差せ[illegible]
[illegible]

一 [illegible]雨の[illegible]日出城[illegible]出傘
[illegible]の[illegible]
[illegible]出傘の[illegible]

[illegible]

一 [illegible] 初の細井文三郎を九皐と[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

この、せて綱を切ふ業をせよ野田の小藤
さんと校もしを、宿者を行給ものを
いさ、き事

一

近侍のものを、事後のを業へ行ける
は給ふことふうと一齡を移る今ハいて
おるせい者ふさて如ものらの事をも
ものを我と一切のものふさとし死生人十
度をれ、れのを命ひ生きるの理を思ひ若
うし行より拘ふ如ものの如く節ものも

今ハ十ふ物のを一ッとして如ものを思事
なりをとをを物ものを用て
沙ふい行ものをうなり学ハ何のなをを
事をを君のせてせんとのいををみけをと
常ふ倫一ものをれ近侍のをを齡の移をいを
法義ををひ武何一御近のをふ橋の
職を命一ものをふ事を元ををふ不橋
久をを稼一ものをも物一ものを同職のを
をを生ての毎ふをのを橋らせをを一ものの内ふ

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

今はかんとなき人をのぼりのさまにかるる
世のあさましかりしかもさは宮ばら近のきく必名を
ふしぬ上見いさもしめ秋山定政我とうつる
ゆるさるかて人をたぶ屋敷おのもといさかせ
をかせ屋ちせるしとて

一
馬をおもうの世ふ物をて番ひとの所ちと
無後ちうしたり さもとも後ちを求めば常ふ
宮ひとる馬い宮人てあるとれたしひ馬ひ
とるとしたるとも 稲のつとは初ちの人をて

馬

屋なるい後ちを用なりさ稲をつもをと馬の稲ふ
稲ひて性ちをつくせん事をのを知とれ馬
の宮急はきをて おうひとて代金記録あるを
うをい水の絵ちうをもる 皆ちを色にか
かるを宮ふ人をを仕ひるを まの番番の
稲をとさせちもしうを宮ふの物を及ちうる
ちを

一
初ちを 絵図柳水とい初ちうを馬をて
をるあるて 材ふをしの人を勅ふ事をもを

川を渡せて あきらめ せしに 馬後ろ数
多ありて とくと 見届 居れば
きもあふ の ものうなせを おくれ ものの
ものをまのきに ものうくせ ものいきと
ものうの 所 ものとつなせ ものひろうものと
人皆驚きけり

一 静御院 大夫人を紀州 大納言家重郷の 世子を陸
徳院殿の 嫁 し 天の 御 母 なせ 日 せ ものの
数 い 同 種 の 事 あ り し ま ま も ん

つ ま ま の 滅 の 母 の く 世 間 の 面 所
年 を 養 の 所 必 ず 殿 の 殿 を 殿 せ る 殿 を
き を つ て き を 殿 き を 殿 を 殿 る 殿 に あ て
ひ を き く せ な 殿 が き を ひ を 殿 を 味
殿 殿 を ん を 殿 を 殿 を 殿 せ を ん あ ま
ひ が の を く を つ て を 殿 御 を 殿 殿 一
年 せ を 殿 御 の を て を ん の 殿 を ん て 殿
を を 御 一 殿 年 を て 殿 御 を 殿 を
古 文 人 を 侍 殿 し を ん の を ん の て を 味 乃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事なりし或時に一段の人侍会せしもとふに
昭の箸とこそ祝て行しに那箸のたふとう覚て来
侍るものをやさしきをもとめしに高麗しやよ奥
ことをもふなして用ひもよ所においまんみは
彼紙なと買ものもんとの不段なりふと覚ひる
又昔より殿の内侍の料に稲の用にて作用ひ
貢ものに擬するしふかくてそわの頃ひを成ん
とよ昔の貴の内にて侍るへきをもふへと伝
付まとう 或時親夕のたふ召食事の多く

内りう方事のあり久もてもをまりしぬまい箸
彼を見給ひ給ふ給せしふ那箸のたふ貴を
思ひて動をふ事物を内給ふ入もて侍るの
なりしふ内衣のの方内をいとを内給のをふ
りふ事物のをうをあやしもとやふ如なく
内侍まいるをうく用ひて侍あてをれと
をもあり給て第数を稼くを主昔なり殿を
深くをうしをりや一段なりをも給ふ成るを
思ひ悟ることを 或時内侍殿おて 樂を教てを

いひ伝へたる折から一二粒地ふこぼれしハ山城
次第といふ近郷のうへに移りていづれの人にも
形を御覧し御感ありて其へて手数の人の
口ふ入るまでハいかばかり民の辛苦をなさしむ汝輩
料理を学へてこそ覚えて織ふ紡ぐ之我も常ふ
思ふ存ずるを以て必ず勤め給ひ倹約ハ殿ふ方より始まれば
勝務のよろしきて陶ことを学ふてすること
宜しく

一 夜ふなつて大丈夫婦淫まりして夜ふ理書を

婦人をひかへたる人の女房達ふは知るかぎりにしるしてこれをかや
きひものことを女の分ふて若きみまふるを深く
つみ絵ひて其内の奥ふ知らせ絵をまし神秘を
深く陶して隆法院殿ゟ世まうし日本国
てハ月毎ふ蔬菜をを陶して文談事法代
集まりて其内の奥を差ハさまして是其の婦り来る
近きて桑摘草の数をも今すふハ其の極まり又
とかくの事をなりゐりしてたいひりさせて今
まりりるもに女房達ゟ成事とかやと同ひなり

[illegible]ふ女の名みて度々地をうして世人を傷けまい
代を[illegible]せ[illegible]さまい如そうを自分諸[illegible]
思ひを[illegible]より一[illegible]より
家元国人[illegible]ふ[illegible]人[illegible]
を[illegible]人の武[illegible]男女[illegible]
[illegible]物か入て[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]の汲い[illegible]

一安永九年秋の末薩國ふ南[illegible]静御院
大夫人の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]十月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

なくしまても此大夫人の御事又思ひおこさる
る折り明和五年の頃非常の事ありきさる折
續きて國用たらんとしけれは此節儉
なまるへくはいかにや宮殿銀器をも出せまゐらせてとし
より五年を限りて汝ふ倹約して君の御ちから
かくをさしの志深き旨との外科家中の猶まれ
をしりくして千数を減せらるて大夫人の御方
のことかゆるて何て世の人は大変御なりぬるに大夫人
ゆゝしく侍りしては際ふかく我まてもわすれぬへきりた

皆ふ減しまへと記されたるの大夫人は君をいとなみられさせて
ことなる御旨に偏せ事に当りて安永二年の冬に至りなりし
々を君の御使として城半をもて大夫人の御拝に
御事せまゐらせてたりし事とも實に多年の御病をそかしまゐ
年の御事なりしは昔ふりにし葉の人ものしたる後を
せられたりしは大夫人より藤臣菅野兵夫を御使にて
給はらんとて候へ侍し此君の御手は両風ならせ給ひ
見多くして御飲の貢物をゆるさせ給ひ給ふ時え
又さまには嫉妬なりし龍の口の屋形邸の後り

あさましきのふるまひ、やうく事さめぬるふ白倉の
小夢のを　ゝ方の御前の見まふ入まゝ家の侍
はゝ元服のゝ〻ゝ〻ゝまゝて用意の事ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝまゝて〻〻用意ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

気しかり後も大丈夫と申すべし さて男子有ひ
つ我ても稚きよりならひをしへ侍りても其法は
あるべかり我みてあるし御心せさせまひらすへ
からすいさめまひらせ君大ふおほせられしことあれ
ひとゝのやうに昔しの御ためなさせまひらせい
御齢もはや六十にあまりけれども此見の親を
思ひさん世のなかりしが御事をしへけるし
ためきこの子の母としへて本文思ひ合せて感
涙をぬらひけり

一
小君は久我内大臣通兄公の御母にて御せしいふ
なるゆへにや御年さかりに御まかしはより御目を
煩ひ給ひて盲となり療治をつくさせ給ひしかども
遂にしなく終に盲目となり給ふされども君卿も是を
かしみ給ひ家を見まひらせ給ひかいなき内に交え給ふ
ありしに小君も又婦徳ましくして御心つくし給ふ月
日の光りをも見ずとも御身を知らせ給ふ小君は常に
御子をいつくしみ給ふに孫をいたはり女をおしへし給ひ
其へと河おりあらふに常にありて見え給ひ後は其時世とや

女房と云して世話ふ所世話ふ生させ今一人召
かゝえて女の童みていと美なる様なれば人
なりうるものゝ陽の男子生れ[illegible]も三歳とふ
世をそむくもいと稚なく[illegible]人と成ぬ
[illegible]山三人の[illegible]迄くれて世話
なりしても世ふいかに[illegible]稚なくして
[illegible]なりしと有るふ所の世話
達和の稚を[illegible]人扶持[illegible]金十両[illegible]
[illegible]御[illegible]

[illegible]物之[illegible]大殿[illegible]殿[illegible]に
[illegible]或[illegible]人扶持[illegible]五十[illegible]
[illegible]世の[illegible]九[illegible]
[illegible]人

一

[illegible]婦ふ長[illegible]如く大名
の例[illegible]女房ハ[illegible]人の上を
[illegible]
[illegible]
[illegible]山女房[illegible]

[illegible]

一

君の御時の国の守の祈ふ仕せ給ふ年久しき法華寺住山仏の侍
一せ君の御ためにして後さうつきへうりに
守殿年ごろ住へうるのなれそ子孫へ
事ひろうやおはしましけれして今おくに
[illegible]書きて口ずさみ給ふ君を紀ての宮人
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

四人ハ世ニ[illegible]ハ一方ノ[illegible]紀伊ノ[illegible]
世ノ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]引[illegible]
[illegible]事ノ興隆ハ[illegible]一族ノ家ヲ[illegible]ハ[illegible]
姉[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]関係ハ[illegible]人間ハ[illegible]
[illegible]一[illegible]ハ[illegible]友[illegible]ハ[illegible]
[illegible]他ノ[illegible]ハ[illegible]一[illegible]
国ノ[illegible]見[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]老樂ノ[illegible]
[illegible]見[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]天[illegible]

かく興彰にむかひせさせ給ひて おほせことの侍に菓子をたまはせ
らいせまほしき由仰りて帰りまして必御手に所をもえん
さて新葉御つかはされ宮ゐしには興彰をめされき
御手づからそれ剣をたまはらせ給ひ程なく家督をと
なさせまほしく思召給ふ出来させても君の御代にて世継ぎん
時にしめていまだきまらん それ一とせならずしも立て
さりし所に御物語をうけ給はりに御前ひつて
御前にまいりし同五年十月御に関東にて卒し
なひきもえ なるがまとはへるに 御り興彰をの

御弟きいまなかりし中にて元年の十二月にあたり
まひぬ紀伊をそらつゝ御きとのも許しやう君の
御新をを なお弟をうけて御かたへ拾にて御物語
給ふて同し七年九月むかへ奉り申て寿隆
院の御方ハ君に一とせさきたつて天和年
二月の比なりき

一 御観経にて先の菩薩をおがみまして仏法の功
まことの御心まてには必ずしりて其者は忘れまして
みなとしとは一足も待たでのものを核統のゆゑに

おもふにつけ給ひ給へることハあらせまほしき也
又外祖父の仏事せさせ給ふしるしあるへきにや何事も
御存日の定め必書写せ一経二経乃至五部六部の
三の趣をし給ひを中にもおほせられし御手跡
の御かへりその事をもえて戯書に梵綱にてあらせ
ましまして御胸にかけておもひしこそあはれなれ
またや可思しく成ける時かうへにおゐて書写のまいりて
然乃追ひけるへ御親の前の御かたに梵鐘を御て
ところの鶴鵠まして只ひかりぬ何事も御気色を遂

ぬるしと見まゐらせ様にかくと知らせ給ひ鐘に
きこゆる声をきて御からちの網をおほさせられ
人々ちかよりみて思ひぬるの夕まてのみいせ
きこえける近侍の志やまぬ御親の足給ふて
ときこゆるにまいりて太政入道御辞にて事成
きこしめせ此六條を枕にて心にかなふ人をも
外祖の正はべりしゑんなる様なりとも思ひて
かなしくおもへとも近衛のよはなれまつりて
旅の事に思ひ絶えしをも御色をなむ思ひける

みて紙幅の事ハ所を異にするハ大形なりしかハ
されハ所の名を皆名を忘れたり武州秩父郡
郷を立て名付て細道の道を所の作業ハ
行ひのひて所郷名ハ名ハ名の郷名と中ハ
りの名ハ名の郷名と名付る所ハ道筋ハ
なて郷名ハ名ハ名を郷名ハ名ハ名
一所郷名の名ハ行ハ名ハ名ハ名

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一家士石橋善平冒之者ハ河内ノ国安堀の城廉
の新代つとめ居しハ君を隠りハ音四月に
まして於ハ日本の名き山廉ハ國府ノ遠
隔なれハ所のいと稀之故文徴給ハ
ひ給ふ紙ハ所ハ一ハ毎ハ所代ハ上
まうん英雄の事もいんハ将傷おもハ
てん中と近ハ者ハて所ハ細ハし紙ハ
事も俗和のハい所ハ新制ハ
命ハ宣ハ一　武日十三　敬原より上府を物せもて

ハ所ハ
ハ体ハて
火ハ
見
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ

いきりの深くなるふ仏ちと迫得ふつ式てかこ南う
ゆせ一ふ農民のものつきをいとおまんふ伺の伺う
うきんそて古氣色沖ちり去程ふ式年八
種つひ果ちやそて為まそて迫寄のおを恵いち
ちちちせ為てかちゆせ一いとくはひちとは
とゆうきちち 程かのつちくや思ちんはふ家も
とて重稼て老ちもんまを昌之潜て滅おそてき
出疫おつし食ひ、かさのちく住ちとゆうはそ
きいとて三おるひうり昌之滅いいまさ食せちり礼

ちちさゆ式んおを食ひのひとまとせゆ式内気
しまくきれをかくはゆはちて拾ちとう烟をこて
ふちは十はるかちゆかん式をゆ式て拾うちと待せ
ないつまを異なるひなーと式ーなていちく
こせゆ式一式ふ程ふはの食ひのうを異を志ちを
きちううひの心肝ふいーてかーきかゆれ
世界のあふ一命をきけんるひいんを拾ちうも
中ちうなんとまて為をはちうと滅をぬひうり
世界御ひう宇南ふ式てはちちちうのひ、世のを

なり昌之感激の涙の流るゝを覚えず
侍りしとぞ　大名の御用ふ今は御扶の御者ふ
者の御行ひ御ふらるゝなく今まゝ
御侍を召ふ法にて　思ひつめ給ふの
者ども方を一云の小ふ人の心を法せるの
重縁厚恵ふも捨もう文をいふ云んふ
重縁厚恵、定まる武をを人ものきめの
通のもつて御侍の形は形もさて云
の下ふ人の心を笑ひ申るなるべしてあら

ず　都好き人を士卒いまと食せる孔
子も教て食ひしを形の老卒の代
みを御侍なるものなるそ　如何にも思ひ
食をもし地者の御心をせのこゝなく国
ふ誰る者を怪くせるん

稽德編卷之二十五終